

任意加入しなかった期間の特別な給付

▶ 特別障害給付金とは

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことで、障害基礎年金などを受給できなかった障がい者に、福祉的措置として給付金を支給する制度です。

該当すると思われる人は、ご相談ください。

▶ 支給の対象となる人は

次の1か2の人で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日^{注1}がある病気やけがで、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がい状態にある人

1. 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
 2. 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金や共済組合などの加入者だった人の配偶者
- ・65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当する人に限ります。
 - ・障害年金(基礎、厚生、共済)などを受給できる人は、対象となりません。

^{注1} 初診日とは障がいの原因となる病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日

税金

個人市・県民税(住民税)

問 税務課 市民税係 TEL.773-6668

個人市民税は、市政運営のために必要な費用を、市民の担税力に応じて負担していただく税金です。個人県民税と合わせて「住民税」と呼ばれます。

住民税は「均等割」と「所得割」で構成され、1月1日現在に住所がある市町村で課税されます。1月1日現在市内に住所がない場合でも家屋敷、事務所、または事業所がある人には均等割が課税されます。

個人県民税は、納税者の利便性をはかるために、個人市民税と合わせて徴収されます。



▶ 市・県民税の課税方法

▶ 均等割

一定金額を超える所得があると均等に課税されます。

均等割の税額は4,000円です。(市民税3,000円、県民税1,000円)

▶ 所得割

所得割は前年の1月1日から12月31日までの所得金額を基礎に課税されます。

所得割の税率は10%です。(市民税6%、県民税4%)

令和6年度から森林環境税(国税)1,000円が合わせて課税されます。

▶ 市・県民税の申告

個人の市・県民税は、市が税額を計算し、納税者に通知して納税してもらう仕組みです。適正な課税を行うため、市・県民税の申告書を提出してください。

その年の1月1日現在で市内に住所のある人は、3月15日までに申告をしなければなりません。

ただし、次に該当する人は申告をする必要はありません。

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出した人
- ・前年中の所得が給与、または公的年金のみの人で、勤務先や公的年金などの支払者から給与支払報告書や公的年金等支払報告書が市役所に提出されている人(給与支払報告書が提出されているかは、事業所にご確認ください)
- ・所得が全くなかった人で、市内在住の親族に被扶養者として税申告されている人

広告

Tax Attorneys Center
税理士法人 TAC
ぜいりしほうじん た っ く

◆会計・税務・相続・贈与◆
何でもお気軽にご相談ください!

〒949-6680 南魚沼市六日町436-10
TEL 025-772-3269
FAX 025-772-4692

E-mail tac.m@tkcnf.or.jp
U R L http://www.tac-m.jp/



固定資産税

問 税務課 資産税班 TEL.773-6668

固定資産税は、1月1日(賦課期日)現在で土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

※都市計画税は、令和元年度から課税していません。(廃止)

▶ 固定資産税の納税義務者

固定資産税の納税義務者は、賦課期日現在で登記簿に所有者として登記されている人、または未登記家屋や償却資産などの所有者として、固定資産課税台帳に登録されている人です。

▶ 納税義務者が死亡した場合

所有者として登記(登録)している人が、賦課期日以後に死亡した場合は、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。

この場合、相続人の中から代表者を決めて、「相続人代表者指定(変更)届」を提出してください。

相続などによる土地や家屋の所有権移転登記は、法務局で手続きしてください。登記していない家屋は、税務課に「家屋所有者(権)の変更届」を提出してください。

▶ 税額の算出方法

固定資産税の課税の基礎となる固定資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、市町村長が評価額を決定し、固定資産課税台帳に登録します。この評価額から算出された課税標準額に固定資産税率1.4%を乗じた額が税額となります。

▶ 評価替え

固定資産評価基準に基づいて決定した土地・家屋の評価額は、3年ごとに「評価額の見直し(評価替え)」が行われます。評価替えの年度を基準年度といい、この年度に決定された評価額は、3年間据置かれます。

ただし、土地の評価額は、地価の下落から価格を据置くことが適当でない場合は、評価額の修正を行います。

▶ 住宅用地の特例

住宅用地は、その面積によって小規模住宅用地と、一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

200㎡以下の住宅用地を小規模住宅用地といい、その課税標準額が、評価額の6分の1に軽減されます。

また、200㎡を超える部分を一般住宅用地といい、その課税標準額が、評価額の3分の1に軽減されます。

▶ 新築住宅に対する減額措置

新築住宅で次の要件に該当する場合は、居住部分の床面積120㎡相当分までの固定資産税額の2分の1が3年間減額されます。(3階以上の中高層耐火・準耐火住宅は5年間)

新築住宅で、長期優良住宅の認定を受けた場合には、減額期間がそれぞれ2年間延長されます。

①一戸建ての住宅 50㎡以上280㎡以下(併用住宅は居住部分が全体の2分の1以上であること)

②一戸建て以外の賃家住宅 1戸当たり40㎡以上280㎡以下

▶ 償却資産の申告制度

会社や個人で工場や商店、農業、アパートなどを経営している人は、その事業のために使用している機械・器具・備品などの固定資産について、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告してください。

これらの資産は、減価償却の対象として、税務署への確定申告時に損金や必要経費として算入される一方、固定資産税の課税対象として市町村に申告する義務があります。

▶ 固定資産の縦覧制度

納税者が、自己の所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかを確認するために、縦覧帳簿に記載されている市内すべての土地や家屋の評価額と比較できる制度です。

縦覧できる期間は、毎年4月1日から年度の第1期の納期限の日までです。

▶ 固定資産の価格に関する審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された評価額について、不服のある納税者は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出を行うことができます。審査の申出期間は、原則として、固定資産の評価額などを登録したことを公示した日から、納税通知書の交付を受けた日後、3か月を経過する日までです。



法人市民税

問 税務課 市民税係 TEL.773-6668

市内に事務所・事業所を有する法人などに課税される税金で、均等割と国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割があります。

▶ 納税義務者

- ①市内に事務所・事業所を持っている法人(均等割と法人税割)
 - ②市内に寮・保養所などを持っている法人で、事務所・事業所を持っていないもの(均等割)
 - ③市内に事務所・事業所を持っている公益法人など、または法人でない社団などで、収益事業を行わないもの(均等割)
- (①は③に掲げる法人などで、収益事業を行うものを含みます)

▶ 申告と納税

法人市民税は、税額を納税義務者自身が計算して納める申告納付制度です。申告方法は中間申告と確定申告、修正申告などがあります。

軽自動車税

問 税務課 市民税係 TEL.773-6668

軽自動車税は、軽自動車などの所有に対して課税される「種別割」と車両の取得に対して課税される「環境性能割」で構成されます。

▶ 納税義務者

▷ 種別割

4月1日(賦課期日)現在、市内に主たる定置場のある軽自動車などの所有者または使用者です。

▷ 環境性能割

取得価額が50万円を超える車両の取得者です。当面は、県が課税・徴収・減免の事務を行います。申告受付窓口(新潟県委託先)
・長岡ナンバー
一般財団法人長岡自動車協会(長岡市平島1丁目2番地)
TEL.0258-22-1134

▶ 税率(税額)

車種や初年度検査年月日などにより税率が異なります。詳しくは、税務課市民税係にお問い合わせください。

▶ 軽自動車(種別割)などの申告手続と申告場所

軽自動車などを取得したり、住所変更など申告事項に変更があった場合は15日以内に、また廃車、譲渡した場合は30日以内に次の場所で申告をしてください。

▷ 市役所で手続きするもの

・原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車
本庁舎税務課市民税係、大和市民センター、塩沢市民センター

▷ 市役所以外で手続きするもの

- ①2輪の軽自動車および2輪の小型自動車(125ccを超える)
新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所[長岡市撰田屋町2643番地]
TEL.050-5540-2041
- ②3輪・4輪の軽自動車
軽自動車検査協会[長岡市平島1丁目3番地]
TEL.050-3816-1851
詳しい手続などは、その軽自動車の該当する申告先に、直接お問い合わせください。

●障がいのある人が所有する軽自動車などは、障がい区分や等級によって減免される場合があります。税務課市民税係にご相談ください。

入湯税

問 税務課 市民税係 TEL.773-6668

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備と観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場での入湯に対して課税される税金です。

▶ 納税義務者

鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客です。

▶ 税額

入湯客1人1日:120円

▶ 申告と納税

鉱泉浴場(温泉など)の経営者が、毎月15日までに前月中に入湯客から徴収した税額を申告し納入します。



納税通知書の発送

▶ 固定資産税

5月中旬に送付します。年4回に分けての納税となります。(一括で納税することも可能)

▶ 個人市・県民税

納付の方法により、発送時期が異なります。

▶ 普通徴収

6月中旬に送付します。年4回に分けて、納税者が直接納めます。(一括で納税することも可能)

▶ 特別徴収

● 給与からの特別徴収

5月中旬に送付します。会社などが給与を支払う際に、その人の毎月の給与から税額を天引きして納めます。

納期は6月から翌年の5月までの12回です。

(特別徴収の方式で年の途中で退職する場合の個人市・県民税は、再就職先で引き続いて特別徴収する場合と、退職時に残額を一括して支払った場合を除き、残額は普通徴収になります)

● 年金からの特別徴収

6月中旬に送付します。公的年金に係る個人市・県民税が課税される65歳以上の年金受給者の場合、年金所得に係る個人市・県民税額を年金支給ごとに年6回に分けて天引きします。

▶ 軽自動車税

5月中旬に送付します。

▶ 国民健康保険税

納付の方法により、発送時期が異なります。

▶ 普通徴収

6月中旬に送付します。(納税義務者は世帯主なので、世帯主あてに送付)6月から翌年3月までの年10回に分けて、納税者が直接納めます。

▶ 特別徴収

8月下旬に送付します。国民健康保険の被保険者である世帯主が受給している年金から、国民健康保険税を天引きして納めます。

対象は、同一世帯の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満で、年額18万円以上の年金(老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金)を受給している国民健康保険の被保険者である世帯主です。詳しくは、お問い合わせください。

市税の納付

問 税務課 収税班 TEL.773-6669

納税通知書に同封した納付書で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。

▶ 納付書での納税

下記の指定納付場所で納付してください。

- ・金融機関の本支店
第四北越銀行／大光銀行／長岡信用金庫／新潟県信用組合／ゆきぐに信用組合／新潟県労働金庫／みなみ魚沼農業協同組合／ゆうちょ銀行(郵便局)
※長野県・新潟県以外のゆうちょ銀行と郵便局での納付は、別に払込取扱票が必要です。必要な人は、税務課収税班にご連絡ください
- ・南魚沼市役所
本庁舎会計課、大和市民センター、塩沢市民センター
- ・コンビニエンスストア
- ・全国の共通納税対応金融機関
- ・納付書券面のeL-QR(2次元コード)で各種スマートフォン決済などができます

▶ 口座振替

所定の手続によって、市・県民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を各税の納期限内、指定された口座から振替納税することができます。

▶ 手続

市内の金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)で手続きができます。預(貯)金通帳、届出印、納税通知書を持参し、口座振替依頼書を記入し、金融機関窓口へ提出してください。

▶ 口座振替のできる金融機関

第四北越銀行／大光銀行／長岡信用金庫／新潟県信用組合／ゆきぐに信用組合／新潟県労働金庫／みなみ魚沼農業協同組合／ゆうちょ銀行(郵便局)
以上の各本・支店

▶ 開始日

口座振替依頼書の提出後、翌月以降の納期分から開始されます。

▶ 終了と変更

- ・口座振替納付を終了、振替方法を変更(期別→全納、全納→期別)したい場合は、ご連絡ください。
- ・固定資産税の口座振替で、不動産の共有や持分の変更、納税義務者が変更になったときは、新しい口座振替依頼書の提出が必要です。
- ・税務課、または金融機関では、一定期間口座からの引き落としがなかったり、振替が発生しなかった場合に、口座振替を終了することがあります。詳しくは、お問い合わせください。

▶ 納税相談

納付方法など、納税の相談は、早めにご相談ください。



市税納期カレンダー

※各税の納期限はその月の末日です

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税(普通徴収)		1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期		2期				3期		4期		
軽自動車税	全期										
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

- ・納期限日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその次の営業日になります。
- ・納期限を過ぎると、滞納日数に応じて延滞金が加算されます。
- ・令和6年度から、市県民税と合わせて森林環境税(1,000円)が徴収されます。

市税などに関する証明書

問 税務課 TEL.773-6668, 773-6669

市税などに関する証明は、用途によっていろいろな種類があります。

申請先

本庁舎税務課、大和市民センター、塩沢市民センター

市民税に関する証明

証明などの種類	手数料	主な用途
所得証明書(一般用)	300円	融資・年金申請・所得確認など
所得証明書(児童手当・児童扶養手当用)	300円	児童手当申請・児童扶養手当申請
所得・課税(非課税)証明書	300円	扶養確認・奨学金申請など
営業証明書	300円	

資産税に関する証明

証明などの種類	手数料	主な用途
評価通知書	無料	登記申請のみ
評価証明書	300円	裁判申立・登記申請・融資など
公課証明	300円	裁判申立・競売申立・公租公課の確認など
課税台帳登録証明	300円	克雪住宅申請など
課税証明	300円	保存登記など
資産証明(無資産証明)	300円	融資など
住宅用家屋証明	300円	登記申請・登録免許税の軽減など

納税・その他に関する証明

証明などの種類	手数料	主な用途
納税証明書	300円	融資・入札申請など
軽自動車税納税証明書	無料	軽自動車の継続検査のみ

申請に必要なもの

窓口申請

- ・本人または同一世帯員が窓口で申請する場合
手数料・本人確認ができる証明書(免許証、マイナンバーカードなど)
- ・法人の場合
委任状(会社印・代表者職印(法務局届出印))・手数料・窓口に来る人の本人確認ができる証明書
- ・代理人が申請する場合
委任状(委任者の署名・押印・代理人の指定があるもの)・手数料・窓口に来る人の本人確認ができる証明書

●注意事項

本人確認ができる証明書は、顔写真のないものは2点必要となります。(保険証・年金手帳など)

郵便で申請

- ・必要とする本人が申請してください。
- ①申請人の住所・氏名・生年月日・電話番号と必要とする証明の種類・年度・枚数を記入した書類
- ②本人確認ができる証明書の写し
- ③手数料(株ゆうちょ銀行発行の定額小為替)
- ④返信用封筒(返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼る)
- ①から④をそろえ下記に送付し、申請してください。
(投函してから、届くまで1週間程度かかります)

送付先 〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町180-1
南魚沼市役所 税務課宛て

●注意事項

- ・本人確認ができる証明書は、申請人の現住所が記載されているものを用意してください。
- ・返信先の住所・氏名は、請求者の住民登録地と請求者本人になります。

